

令和 7 年第 1 回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 27 日 (木)
2. 場 所 白井市役所本庁舎 4 階 大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第 5 号 白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例の制定について
- (2) 議案第 13 号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 14 号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 20 号 令和 6 年度白井市一般会計補正予算 (第 11 号) のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
- (5) 議案第 21 号 令和 6 年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 (第 4 号) について
- (6) 議案第 22 号 令和 6 年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算 (第 5 号) について
- (7) 議案第 23 号 令和 6 年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- (8) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴 田 圭 子 委 員 長・徳 本 光 香 副 委 員 長
伊 藤 仁 委 員・荒 井 靖 行 委 員
石 原 淑 行 委 員・岩 田 典 之 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市執行部
市 長 笠 井 喜久雄
福 祉 部 長 金 井 早 苗
健康子ども部長 池 内 一 成
教 育 部 長 榛 沢 宏 一
社会福祉課長 内 藤 篤 司
障害福祉課長 石 田 典 子

高齢者福祉課長	奥村敏直
子育て支援課長	相馬正樹
健康課長	竹内崇
保育課長	片桐啓
保険年金課長	萩原靖殖
教育部参事	大高一穂
教育総務課長	落合一矢
生涯学習課長	西口武雄
文化センター長	高花宏行
公共施設マネジメント課長	鈴木教之

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	松岡正純
主査補	會卓也
主任主事	石井治夫

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 会議に先立ち、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。お集まりくださり、ありがとうございます。秋谷議員が亡くなりました。この委員会に属されていたので、1人抜けて5人ということになってしまいました。とても残念なんですけれども、それはそれとして審議はちゃんとやらなくちゃいけないので、秋谷議員の分まで私たちが担って、きちんと審議ができればいいと思います。よろしくお願いいたします。

市 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託をさせていただきます当初予算を除く20議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の教育福祉常任委員会では、議案第5号、議案第13号から議案第14号及び議案第20号のうち、教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第21号から議案第23号の7議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 議案第5号 白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第5号 白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 では、伺います。大綱的質疑の中で、様々な苦情があったということに対しても、この条例、制定になるということの理由も挙げられておりましたが、苦情について伺います。

今回、分煙室も設置されるということなんですけども、分煙室をつくってほしいという具体的な苦情があったのか、苦情の内容について、まずは伺います。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 苦情の内容についてお答えをさせていただきます。

こちらについては、白井駅ですとか西白井駅周辺での煙に関する、どうにかならないかという苦情があったというのが事実としてあります。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、特に分煙室をしっかりと設けるというような要望というのがあったということではないということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 苦情とは別に、いろいろと今回、条例制定に関しまして、各団体ですとかいろいろなところと意見交換をさせていただいているんですが、その中で、重点区域として禁煙にするのであれば、喫煙所を設けてほしいというような御意見はいただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 では、そういったことであつたということですが、分煙室の場所についてですが、駅前ということで非常に人通りの、また、駅というと、市にとってもシンボルとなるような場所ですけれども、分煙室を設けることによつての景観等の意識、また、設置場所については、これから検討していくということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 設置場所につきましては、白井駅、西白井駅両駅周辺、基本的にここに設置しようという形で現在検討しているものがございます。白井駅につきましては、南口の電話ボックス

の脇、それから西白井駅につきましては、タクシー乗り場付近の銅像の脇を予定しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 景観につきましては、基本的には問題にならないような対応をさせていただきたいという形で考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 では、景観についても配慮があるということで、ぜひ、吸わない人にとっては分煙室があるということの見た目も気になる場所でもありますので、設置場所については、よくよく検討していただきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 第5条に事業者の責務というのがあります。事業者は、路上等における望まない受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に努めなければいけないという具合にあります。具体的には、一番大きな問題になっているのは西白井駅の北口の問題だと思っています。北口のいわゆる民有地の中で大量に皆さんたばこを吸われているということが、受動喫煙の非常に懸念をされる場所だと考えていますが、この場合、その土地を利用している事業者に対して、どのようなことを今回の条例で具体的に求めようとしているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 西白井の喫煙所を設けている事業者に対して、どのようなというところでお答えをさせていただきます。

現在、西白井の喫煙所についても、いろいろと意見交換等を行っておりまして、煙の漏れないような配慮ですとか、そういった部分をお願いしていこうと考えているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 具体的に煙が漏れないようなというのは、もう少し具体的にどのようなことでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 実際、西白井の事業主の方と意見交換を行っている内容としましては、条例制定後、喫煙所を設ける場合にはそちらを使っていただくような形での促しというのにも協力していただけるとお話を伺っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、次なんですけど、第10条には重点地域というのが書いてありまして、先ほどの御答弁では、白井駅及び西白井駅ということ想定しているということなんですけども、この道路等というのは当然、公園も含むということになっております。公共の場所というのも含まれていると思います。

今回は話が出てきませんが、白井総合公園を重点地域にする予定はありますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 重点区域については、第6条になるかと思うんですけれども、重点区域の指定につきましては、現在、白井駅、西白井駅の両駅周辺を予定しているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 白井総合公園は考えていないということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 白井総合公園につきましては、受動喫煙防止の配慮規制がかかっている場所になると想定しております。要は、重点区域に含む予定はありません。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、まちをきれいにする条例というのがあると思います。こちらのほうでもポイ捨てを防止するとか、吸い殻を捨てないとか、そういうことで条例が既に成り立っていると思います。これについてなんですけれども、こちらは、いわゆる罰則としては、15条で3万円以下の罰金という具合になっております。今回は10条で1万円以下の過料という具合になっているんですけれども、この違いはどのように整理されるのかということと、もう一つ、じゃあ運用はどういう具合にされるのかをお尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 こちらの過料につきましては、受動喫煙防止に関する周辺市町村ですとか、全国的な傾向を確認していったところ、1万円以下の過料というのが、受動喫煙を防止するに足りる過料になるであろうと判断をして、1万円以下という条例上の規定をさせていただいております。

実際、1万円以下というところで、どのぐらいの金額を取る予定なのかということになるかと思うんですけれども、こちらにつきましても、現在の他市町村等の動向等を確認しますと、2,000円の過料を設定することによって受動喫煙が防止されているというような実例がございますので、2,000円の過料ということで今、想定をしているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 御答弁で、まちをきれいにする条例との兼ね合いがということもあったと思いま

すが。

○竹内 崇健康課長 すいません、追加で、まちをきれいにする条例については、ポイ捨ての關係の内容になるかと思うんですけども、今回、条例として制定するのが受動喫煙防止の關係になりますので、受動喫煙防止に関してはこちらの規定で対応するというような考え方になります。別の目的を持って過料を設けるということになりますので、金額が違う部分があると解釈いただければと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、この条例と組み合わせると、例えば、喫煙をして、なおかつポイ捨てをした場合はプラスという考え方になるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 おっしゃるとおりの形になると考えています。ただ、受動喫煙防止のほうの過料につきましては、たばこを吸っていて、そこに対してすぐに過料を設定する、過料を設けるというものではなくて、注意をして、それでも、なお喫煙をやめない場合、こちらについて過料を処すというような形になりますので、その部分が、まず一つ。

それで、さらにポイ捨てをされた場合については、まちをきれいにする条例のほうの規定で対応するような形になるかと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 確認なんですけども、となりますと、結果的には足し算になるということによろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 おっしゃるとおりです。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 今、説明を聞いていて、白井と西白井の重点地区において、市長が指定した場所においてはこの限りでないというので、喫煙場所を設置しようと考えているのであれば、もう大体の候補地は決まっているんでしょうから、図面をつけて、資料として出していただけたほうが審議がしやすいかなと思いました。

それと、あと西白井の事業者の件ですけども、私が思うに、あそこはきっと事業者が困って、皆さん喫煙する人がいて困って灰皿を設置したんだと思うんです。そのために、あの事業者は毎日灰皿の掃除をしなきゃいけないという大変ことをされている、ボランティアでやっておられる方なので、市

のほうも十分その辺のことは、市はたばこ税をしっかりといただいている関係もございますので、うまくやっていただけるようお願いして、あと図面は、今後こういうことがあったときには資料でつけていただけるようお願いして終わりにします。

○柴田圭子委員長 竹内課長、図面というのは用意できるんですか。後でもよろしいですけど。

○竹内 崇健康課長 後ほど用意をさせていただきます。

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。お願いします。ほかにありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 たくさんあるんですけど、この条例の施行と同時に運営施設設置を完了させるということなので、この条例と分煙施設という施策は一体と考えていいですか。それとも別でしょうか。

○柴田圭子委員長 運営施設を設置するとは条例上には出てきていない文案です。

○徳本光香副委員長 ですね。多分別だと思うんですけど、それでいいですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 今回、条例施行と合わせて分煙施設を設置する理由としましては、より条例が効果的に運用できるようにするためという部分で考えておりますので、基本的には両方合わせて実施をしたいと考えているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 けれど、条例の中に分煙施設を設けるという内容はないんです。別でも構わないということですね。別ですねと聞いています。条例の中に分煙施設をつくるというのがセットで入ってはいないですね。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 条例上に分煙施設を設置するという記載は確かにないんですけども、今回、条例の中で重点区域を設定する考えがありまして、その重点区域の中で喫煙禁止を促す場合に、分煙施設の設置が必要不可欠なものであると考えている部分になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 質問したのは、条例と分煙施設の設置は別だということなので、お答えとしては別ということで捉えました。そちらが作りたくい不可欠かということはこれから聞いていきます。

そうですね、じゃあ、なぜ、この条例を既につくっている市が多いと思うんですけど、条例と同時に喫煙所設置したという、白井と同じようなやり方をしたところはどの市でしょうか。

○柴田圭子委員長 休憩しますか。大丈夫ですか。竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 記憶の範疇ですけども、条例制定前にもともと喫煙所があった部分等もある

んですが、例えば松戸市ですとか印西市なんかも、条例制定時には分煙施設を設けていたと認識しています。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 印西のほうは今はないのではという情報も入っているので、私も今後調べようと思うんですけど、必要不可欠とおっしゃるのであれば、同時につくっているところがどのくらいあるかということ、あと、条例のみで効果を出しているところがあるかというのをぜひお調べいただきたい。私も調べようと思います。

続けてなんですが、分煙施設の要望があるということだったんですけど、何人とか何団体ということをお聞きします。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 口頭でいろいろと話はあったりはするんですけども、正式に会議等の中で要望があったのは1件になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほどいろいろ意見交換をしたという答えが2回ほど出てきたんですけど、それはどういう団体とか対象の方とされたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 意見交換を行ったのは、商店会ですとか自治会、自治連合会等と打合せ等を行っているところ、打合せというか意見交換を行っているところになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 これによって、どの範囲が、どういうたばこの吸い方を求めることになるのかという確認ですが、既に国の法律のほうで民有地の受動喫煙というのは一応禁止されていて、今回、公道、市の道などでの受動喫煙も禁止にして、特に駅前などの重点地域ではもう禁煙となるということとでいいですか。

○柴田圭子委員長 池内健康子ども部長。

○池内一成健康子ども部長 それでは、お答えいたします。国の健康増進法の中で、受動喫煙の防止ということであつたわけなんですけど、その中でも民有地について、いろいろ民有地ってあるんですけども、そこで特定施設という位置づけで、第1種施設、例えば、市役所ですとか保育園、学校、病院、公園施設ですとか、あと第2種施設、こういう位置づけがある、第2種施設は、ある一定数、人流の多い商店とか、法律上の位置づけがあるところについては、屋内の禁煙だったり、屋外の禁煙の状況によって屋外はいいよという縛りはあります。

ただ、それ以外の、駅前の小さい商店とか、あと、民有地でも、家なんかも民有地に入りますが、そういうことについては特に規制という縛りはございません。ですので、今回はこの条例で網羅をしているところを規制することに考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、先ほどから話題に上がっている西白井の立ちタバコをされている人が集まっている場所というのは、今まで民有地の規制の中からは漏れているけど、今回の第5条の事業者は協力しなければならないというところで対象にするということによってよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 あそこの西白井の喫煙所の部分については、第1種、第2種等の特定施設には該当せずに、今議員おっしゃられているとおりの状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回、特に条例を設置するということなので、今まで具体的にされてきたこと、大綱的質疑で看板をつくったということはあったんですけど、そのほかに具体的にやってきたということはどういうことでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 あその場所に限らずにはなるんですけども、受動喫煙防止の関係の周知啓発等を行っている状況がございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 どのような周知啓発でしょうか。ポスターとか、駅前のお店のところには法律の内容とか書いてあるのは見たんですけど、それを何か所にも貼っているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内健康子ども部長。

○池内一成健康子ども部長 市では、広く例えば世界の禁煙デー、5月31日にあるんですが、その日を境に、国のほうで禁煙週間で1週間、5月31日から6月6日ですか、そのぐらいまで禁煙週間を設けていますので、それに合わせて、市の広報ですとかホームページ、あと保健福祉センター1階の健康情報広場で受動喫煙防止のポスター掲示だったり、あとは健康課のほうで、健康課の事業、健康相談とかいろいろあるんですけども、そちらのほうでも周知啓発を行っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 それらが十分な効果を発揮しなかったから今回の条例が必要ということですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 その部分が、効果がなかったわけではないんですけども、このような条例を制定することによってさらに受動喫煙防止に努めていきたいという考え方になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 私としては、受動喫煙を発生している人に訴えかけないと、その人たちが来ないところにポスターがあっても難しいかなと思っていて、東京都内でもパトロールしている人が実際に声をかけて一定期間で完全に撲滅というか、そういう状態を消せたという例を聞いているんです。なので、その対象の方に声かけをして、お願いしたというようなことは今までやってきたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 今お話をされていたような内容につきましては、条例制定後、重点区域において対応する予定を考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今まではやっていないけど、今後やる予定ということで理解しました。

私の周りには分煙施設に、もう本当に断固反対という声がたくさんあります。デメリットはあると思いますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 分煙施設のデメリットということなんですけれども、市のほうで捉えているのは、設置に費用がかかることですか、あと維持管理が必要になることなど、先ほど伊藤委員のほうからもお話が合ったように、管理には労力がかかる部分がありますので、そういった部分はデメリットになると考えています。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 環境課の職員に関して、この指導の役割は、環境課で会計年度任用職員を雇うということだったんですけど、具体的にはどういった指導の頻度や内容になるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

環境課では会計年度任用職員を2名任用しまして、週2日、1日当たり4時間程度、清掃と巡回ということを考えています。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 巡回というのは、重点地域で吸っている方がいないとか、受動喫煙になって

いるなと思ったら、やめるようお願いするというようなことを1日4時間、両駅周辺などで週2回やるということですか。

○柴田圭子委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

そうですね、重点区域の中で両駅の清掃と、吸っている方がいれば指導という形で対応したいと思います。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

暫時休憩します。

休憩 午前 10時31分

再開 午前 10時32分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

今、徳本副委員長が質問をしかけていたところだと思います。違いますか。さっき、答弁ができかねていたところについても、お答えできるか確認したいんですけど、条例だけで効果があった市は、自治体はあるか、それから条例制定と同時に喫煙所をつくった自治体はどこだというようなことの質疑もあったんですけど、それはお答えできますか。

竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 正確な部分での御回答、回答させていただきたいところではあるんですけど、手元に細かい資料がないので、現状としては、お答えできない状況になっています。

○柴田圭子委員長 ということなんですけれども、よろしいですか。採決をしなくちゃいけないので、これがなければ採決ができませんということだと、休憩してもらって答えてもらわなくてははいけないんですけど、いいですか。別の質問に変えますか。

ほかに質疑はありますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今、地図を頂いて、私も西白井の駅前ということで、どこにつくられるのかよく見ていたんですけど、とても目立つ場所だと思います。芸術作品がある目の前ですよ。植木と、その目の前なんですけど、だからどのぐらいの高さにするかというのによって、銅像も少し隠れるんじゃないかと思っているんですが、あそこは通学路にもなっていて、すぐ目の前にある何階建てかの建物も、子どもたちが通う施設が幾つも入っています。そういうところへ、たばこを吸っていい場所というのを設置することへの影響というのは何か考えていらっしゃいますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 喫煙所の構造については、基本的に煙が漏れないような、厚生労働省のほうで示している内容の基準に沿ったものを設置する形で、分煙がしっかりとできるようなものを考えてい

るところです。高さにつきまして、先ほどお話があったんですが、これがあまり低過ぎてしまいますと煙が漏れてしまう可能性がありますので、現在想定しているのが2.5メートルの高さを予定しているところなんです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、子どもたちとか全く吸わない人たちにも目立つ場所にあるということで、子どもたちへの影響についての考えを伺います。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 場所的に目立つかどうかというところは、確かにまるっきり目立たないところではないとは思っておりますが、子どもたちにできるだけ煙が行かないような構造で対応していきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分煙施設なので、煙が漏れたりほかの人が吸うことがないというのはもちろん必要なので、そこではなく、あれ何となったときに、あそこでたばこを吸っていいんだよということの悪影響について聞いています。

○柴田圭子委員長 お答えできますか。分煙施設のことなので、条例から少し外れるんですね。
竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 もう一度質問いただいてもよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 市民の方からは、子どもたちがいっぱい通るところだから、たばこを吸える場所というものに興味を持つということへの影響を気にする声を聞いているんです、私は。なので、そのことをどう考えているか、考慮してあんな目立つ場所にするのかということです。吸うかどうかじゃなくて、吸っていいという逆のメッセージにならないかという心配の声にどうお答えしますかということです。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 分煙施設の構造としまして、今回、中に誰もいないとかいるとかというのが全然分からないような状況ですと、防犯上とか安全上問題があるので、まるっきり中が見えないような形というのは難しいと考えておりまして、半透明の形で吸っている部分とか、そういったところが子どもたちから、外から見えるような構造にはしない考えで、施設のほうを考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 分煙施設のことになってしまうと予算のほうに出てきますので、そこで質疑をしていただければ。このぐらいで。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今のやり取りを聞いた上で、今回の条例の中で一番期待をしなければいけないところは何かというと、先ほど申し上げましたように、西白井の駅の北口にある民有地でたくさんの人がたばこを吸っていて、それが一時的に通学をする子どもたちにどんどん煙がかかっちゃっているというところを何とか解消したいと思っているんです。

そこで、今の話の中でいうと、3条と4条と5条をうまく活用して、環境課の担当の方が今ある民有地の中に入って行って、ここではたばこを吸わないでくださいという指導をするということを実際にはやれるかどうかということだと思えるんですけど、それはできるという具合に理解してもよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 今のお話の部分については、うちのほうでもそれができるかどうかというのはいろいろと検討している中で、弁護士等にも確認をさせていただいたんですが、原則できないというような状況になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 できない理由について、御説明をいただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 若干回答の仕方を誤った部分があるんですが、民有地の地権者のほうで了解を得るのであれば、そういった対応は可能なんですけれども、実際いろいろな、その他の法律等の制約等があって、なかなか難しいであろうというのが見解としてあります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 問題となる法律というのはどのようなことでしょうか。

今回の条例を使って、民有地の管理をされている大家さんとかその辺りの方を想定しているかと思うんですけども、その方の御理解をいただいた上で、その用地に入って、ここでは喫煙をしないでくださいねというお願いをするということが、この条例ではできるんじゃないかと思ったんですけども、どこが問題なのかをもう少し御説明ください。

○柴田圭子委員長 池内健康子ども部長。

○池内一成健康子ども部長 先ほどの答弁について訂正をさせていただきます。法律というよりは、個人の民有地で商売をされていますので、例えば弁護士の見解ですと、個人の権利とか利害関係とか、そういう点が難しい面もあるので、そこは慎重に事を進めなきゃならないということでございます。

民有地もいろいろあるんですが、ケース・バイ・ケースに応じて、よく考えて進めなきゃならないという、その辺を我々もそのようにしていくということで。

○柴田圭子委員長 議長。

○岩田典之議長 この条例に合わせて、民有地、事業者に灰皿の撤去をお願いするということとはできないですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 西白井の喫煙所を設置しているところについては、今までもいろいろとお話はさせていただいているところで、今後そのような御意見があった旨を含めて再度調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません。最後に確認なんですけど、第5条には、事業者は路上等における望まない受動喫煙を生じさせるようなことのないよう、必要な環境の整備に努めなければならないという具合に書いてありますよね。だから、民有地で吸っているたばこの煙が公道のほうに流れていって健康に害を及ぼしているのを御協力いただけませんかというのを、今回の条例でお願いすることはできないでしょうかという確認でございます。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 あそこの今の状況で煙が漏れているような状況は確かにありますので、今後、今お話のあったような形でお願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 となると、この条例はそれを実行するに当たって意味があるもとお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 意味のあるものだと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 いいですか。では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。〔「すいません、委員長。よろしいですか」と言う者あり〕追加の補足説明ですか。

竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 先ほどの他市町村の条例制定と併せて喫煙所を制定したかという部分の回答についてなんですが、今現在、喫煙所を設けている場所というのは把握しているんですけども、それ

が条例制定と合わせて設置したかどうかという資料が手元にないので、その部分については、申し訳ありませんが、回答は今できないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 確認ですけど、条例だけつくって効果があったところというところも併せて分からないということよろしいですか。ということなんですけれども、それでは、当社に入ります。よろしいですか。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、賛成討論の方はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 あれって思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、この条例には大賛成です。この条例には。

私個人のことを申しますと、お腹の中にいるときから受動喫煙者なんです。その被害被害者で、家族の名誉のために言うと、家族は完全に禁煙していますが、赤ちゃんのときから、もうお腹の中からずっとしばらく吸っていました。自分自身は全く吸っていないけれど、多分影響あると思います。やはりたばこは嫌いですし、迷惑に思うこともあったので、たばこ税の話、迷惑になることもあったので、この条例自体には作るのが遅かったとしても大賛成です。条例を根拠に、まずは一定期間の間、一部の受動喫煙を起こしている対象の方たちをお願いベースだとしても、民有地だと制限があるとしても、できるだけ状況を減らす、なくすための努力をしていただきたいと思います。賛成します。

条例を根拠にすれば、いろいろ苦情はあったと思いますけど、本気で取り組むために条例を制定しましたということで、まずは回答できると思いますし、この条例を根拠にして、お願いベースで、こういう吸い方はやめてくださいということを言えると思っています。先ほど質問で漏れましたが、ここまでいろいろ受動喫煙や禁煙を定めるということで、じゃあどういう吸い方ならいいのかというのを提示すれば、あそこに集まる、1か所に集まることもないのではないかなと私は思っています。

それで、今回賛成できるのは、分煙施設を設けるということが条例文には入っていないからです。世界の流れで見ると、もう日本の中でもですけど、喫煙者の方が肩身狭くなるぐらい吸える場所が減っていると思いますけど、もう世界はその流れ、やはり健康には悪いし、国の施策が矛盾しているとしても日本は大分緩いと思います。たばこの箱に、海外だと真っ黒な肺の写真が載っていたりして、ここまでしても吸いますかというぐらいのPRをしているけれど、書く義務があったとしても、日本ではそこまでではないですし、まだまだ意識が低いのかなと。値段が高いということはありませんけれども、注意喚起は緩かったと思うので、この際、白井市も真剣に取り組むというのには賛成したいと思います。

ただ、この条例をもって、受動喫煙というのをなくしていけばいいわけで、実際に本当に人通りが

多く、たくさんの人が外でたばこ吸っていた東京都内であっても、喫煙所などを設けずにパトロールして粘り強く、1年とかかけて完全にそういう状況をなくしたという例も身近で聞いています。

また、今回、駅前の事業者の方々とは意見交換されたようですが、たばこを吸っている人自体が多分減っていると思うので、吸っていない大勢の人たちは税金を使って、一部戻るとしても分煙施設を、この条例も根拠にして必要不可欠だといって最初から建てるというのは、反対の声が私の周りには今多く、最終日までにもう少し、いろいろな人に、駅前で特に意見を聴いてみようと思っていますが、私は全く必要がないと思っていますし、先ほどは答えづらかったと思いますけど、一番心配しているのは私も関わっている子どもたちが、あそこをたくさん通っているということで、擦りガラスで足だけ見えて、2.5メートルの建物から煙がぼわっと出ていたらすごく興味がわくと思いますし、吸っていい場所というものが駅前の目立つところにある。しかも、恐らくあの銅像、映えスポットとして写真に撮ることはもうできなくなるんじゃないかなと思います。一番よく見えるうちの目の前に建つということを確認しています。

なので、駅前再開発などとして、すてきな商店街にして人が集まるところにしようというように目指しているときに、そういうものを置いてしまって、置いた後、もし受動喫煙がなくなったとしても、あの場所があるから受動喫煙がないということになると撤去もできないし、もしなくしてもいいということになったら撤去費用もかかります。必要ないものにお金を使うのではなく、その分を子どもたちのため、福祉のためなどに使ってほしいと思っていますので、ぜひ分煙施設が必要ないと言えるぐらいの効果を出せるように、まずは条例を活用して頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

荒井委員。賛成ですか、反対ですか。

○荒井靖行委員 この条例につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

分煙施設のあるなしにつきましては、これはこれから予算審議がありますので、そこでの判断に委ねなければいけないと思っています。ただ、この条例、一通りを見た中で、今ある受動喫煙を抑止するだけの効果があるし、仮に分煙所がなかったとしても、いろいろな指導を通じて何とか受動喫煙がない、そういう白井市になれるんじゃないかということを期待しまして、賛成といたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 確認しました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第13号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 続けます。日程第2、議案第13号です。13号をお開けください。白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、伺います。この議案の条例の制定については、管理栄養士国家試験の要件が緩和されたということで、これまで栄養士であることが受験資格になっていたものから、2025年4月からは管理栄養士養成施設の卒業者であれば、栄養士でなくても受験ができるようになるということで、栄養士ではない管理栄養士が出てくるということに対応する条例の制定ということで理解しておりますが、まずは、その理解でよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 石原委員がおっしゃっていたとおりです。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 では、そういうことで、実際に栄養士、もしくは管理栄養士という文言になるんですけども、実際の現場で人員配置等で影響が起きるようなことは考えられますでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 委員がおっしゃられたとおり、今後、栄養士資格を持たないような管理栄養士が出てくる可能性がございますので、そういった管理栄養士を含めるための改正となりますので、それによって、例えば人材の確保が難しくなるとか、そういった影響はございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 今、人材の確保等にはということで影響はないということでしたが、では、業務上のことで影響があったりはしないでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 まず、この条文の規定が、本来、家庭的保育事業等も保育園と同じように自園調理が原則となるんですが、一部特例を認めた規定になっています。一部、例えば、隣の保育園から

調理した給食を外部搬入する際には、栄養士の指導とかそういった体制をつくっておかなきゃいけないよという、ここの規定が、栄養士もしくは管理栄養士と変わるものになりますので、業務上のそういった部分に関して影響はございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方ございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論はありませんか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 確認いたしました。ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第14号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 続けて大丈夫ですか。日程第3、議案第14号、白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はございませんね。では、質疑はないものと認めます。

これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 確認いたしました。ありがとうございます。起立全員であります。
したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。
補正予算に入りますので、10分ぐらい休憩しましょう。再開11時10分といたします。
休憩いたします。

休憩 午前 10時58分

再開 午前 11時10分

○柴田圭子委員長 では、会議を再開いたします。

（４）議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第11号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第20号、令和6年度白井市一般会計補正予算（第11号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。まず、歳出について質疑を行います。最初が23ページから26ページ、社会福祉費、23ページ、24ページ、25ページ、26ページの児童福祉費の手前まで、ただし、26ページの6目、7目、8目、これは除きます。だから26ページの上の老人福祉センター費のところまで、よろしいですか。質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、25ページなんですけれども、一番下、4）地域生活支援拠点整備事業、実際に御説明の中では、該当する協定におきまして消費税の違いが発生して、それで今回、123万6,000円の支出が出ますということなんです、具体的な拠点と期間、そして、消費税について、どのような計算間違えとか影響があったのかをお伺いいたします。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 地域生活支援拠点等整備事業に関する障害者等安心生活支援事業委託料と専門的人材の確保・養成講座委託料に関する、こちら課税事業であったということで、委託先の納付した消費税及び延滞税相当額を、全額を追加で支払うものということで補正をさせていただいております。

こちらにつきましては、2事業、2番目の専門的人材の確保・養成講座委託料につきましては、令和5年度からの事業でございます。こちらについて、2つの事業を合わせました消費税1,207万9,000円と、延滞税2万7,400円、合わせまして123万5,300円でございます。失礼いたしました。こちらについての補正をさせていただくということで、させていただきました。

先般、11月15日に全員協議会のほうで説明した件でございまして、こちらについて額が確定したという形になります。なお、延滞税がかかると思われていた令和5年度につきましては、法人様の速やかな対応により、期限内に支払うことができたものですので、令和5年の延滞税はかからないという形になりました。

こちらについて、123万6,000円のほうの補正額のほうは以上の説明とさせていただきます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 よろしいですか。今、延滞の内訳2万7,000円というのは、これは令和5年度ではなくて令和6年度分の延滞分ということでしょうか。それと、もう一つ、消費税についてなんですけど、これについては、当局から督促等がありましたでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。こちらにつきましては、法人さんに委託している事業が課税事業であったというところから始まっているものでございますので、法人が消費税を含め支払うという形になる額の消費税分と、過去5年間を遡る延滞税という形での金額を併せているところでございます。

議員おっしゃられたとおり、先ほど、延滞税についての内訳については、令和5年は0円でございますが、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年の金額を合わせた額という形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません。今回対象になった拠点の名前といいますか、具体的な名前を教えてくださいたいんですけども、もう少し御説明いただけませんか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。こちらに該当する2事業の件で、まず、1つ目、障害者等安心生活支援事業、こちらにつきましては、障害者、難病患者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の機能の一つとして、緊急時の相談、受入れ先を確保するもので法人に委託しているものでございます。こちらの事業開始は令和元年からという形になります。

続きまして、専門的人材の確保・養成講座委託料につきましては、こちらも地域生活拠点機能の一つとして、専門的な対応を行うことができる体制の確保、人材養成のための研修を実施するものでございまして、こちらも法人に委託するという形で、昨年度、令和5年度から実施している事業でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。26ページの老人福祉センターのところまでですけど、よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 23ページの一番下の14)の新たな住民税非課税世帯への給付金なんですけど、見込みより1,300万円ほど低いということで、見込んでいたより何世帯分低い、少なかったということになるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

予算計上においては960人分の給付金の予算を計上させていただいておりますけれども、実際に給付した世帯については853世帯となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 今お答えしたのが非課税世帯と、あとは均等割のみ課税世帯に対するもので、もう一つ、その世帯のうち、18歳以下の子どもに対しては5万円の加算がされておりまして、その人数については、220人分の予算を計上して、実際に給付を行ったのが191人分となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

では、次に進みます。26ページの児童福祉費から27、28ページ上段、民生費全体です、残りの。民生費の部分で質疑がありましたらお願いします。いいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 27ページの民生費、児童福祉費の2目児童措置費、4)の私立保育所と入所児童に要する経費のところ、人件費が増えた影響という御説明で、9,000万円ほど増えているんですけど、もう少し詳しく御説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回の補正の計上につきましては、国の公定価格に基づいた委託料というのは、市立保育所等に支払っているんですけども、この公定価格が令和6年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる人件費を引き上げる改定が行われたことにより予算に不足が生じる見込みとなったため、計上させていただいたものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

では、次に進みます。今度、保健衛生費です。4款衛生費、衛生費の28ページ、それから29ページの上段、指導費です。3目指導費のところまで、28、29ページの上のほうだけ、ありますか。ありません。

それでは、今度は教育費のほうになります。教育費が34ページです。教育費は一括で34ページから37ページまであります。教育費について、質疑はありますでしょうか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今回、小学校の設備施設改修事業ということで、いわゆる支出金が前倒しになったことによって、桜台小中学校の、小学校の改修費用がここに出てきたんですけども、金額がこの予算というものでは5億4,700万、かなり大きいので……。

○柴田圭子委員長 36ページです。

○荒井靖行委員 36ページですね。

○柴田圭子委員長 小学校費の学校建設費です。36ページの一番上のところになります。

○荒井靖行委員 1)の小学校施設改修等事業ということで、受け工事と合わせて、5億4,700万で、これ資料を見ていくと、トータルでは10億円を超える費用になっています。10億円というのは、かなりの改修費だと理解しているんですけども、今年度、池の上小学校をやったと思うんですけども、池の上小学校よりも今回上がっているんですけど、池の上小学校と今回の桜台小学校の工事内容の違い、項目についてお知らせいただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 池の上小学校と、桜台小学校との工事の内容の差ということでお答えいたします。

何点かございまして、池の上小学校のほうは、工期のほうが年度で終わるような形で、8か月程度を見込んでいましたが、今回、桜台小学校のほうは2か年度にわたる工事を予定しているところ、こういったところは池の上小学校とは違うところでございます。また、給食調理室から配膳室への改修、こういったところも池の上小学校ではなかったという工事でございます。

さらに、今回、桜台小中学校につきましては渡り廊下でつながっているということで、建築基準法上、1棟の建物とみなされますので、中学校のほうの現行法令に合わせるような既存不適格となっていて、この改修も含まれますので、こういったところで池の上小学校とは違うところがございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 まず最初に、桜台小学校と桜台中学校はつながっていますよね。渡り廊下でつながっていると思うんですけども、今、既存不適格な要素があるということなんですけども、具体的にはどのようなことでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 既存不適格の部分につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、建築基準法上の既存不適格となりまして、シックハウスとかシックスクールと言われている揮発性有機化合物、こういったところの対策がなされていないということがございまして、換気設備を整える、こういった工事がございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 換気設備を追加されるということと理解しているんですけども、それと併せて、先ほど御指摘があったとおり、2か年にわたる工事ということなんですけども、2か年にわたるのはなぜなのか、御説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 2か年度にわたるということでお答えいたします。

昨今、建設業界にも週休2日というものが導入されてきております。そういったところで、従前までは週6日とか現場を開所して工事を進めていたということがございましたが、今は週休2日で週5日間稼働ということになりますので、そういったところで、国のほうからでも、工程の緩やかなものを設定しなさいというような通知もございましたので、今回そういった中で、工程を実施設計、基本設計から考えていった中で、2か年度なくては、この工事のボリュームを考えたところ、工事は完了しないのではないかという形で、2か年度に設定させていただいているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 となりますと、池の上小学校と実際に稼働させる日にちのトータルはあまり変わらないということでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 工事の稼働のお話だと思いますけども、池の上小学校は小学校単体でございますので、先ほど申したとおり、池の上小学校と違う部分もございますので、そういったところをトータルとして考えたところ、池の上小学校よりは少し工事現場の稼働といたしましては長くなのかなという形で考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 その他、池の上小学校と、いわゆる今回、設計をやられて工事を発注されると思うんですけども、例えば、池の上小学校に比べて、ここの腐食が激しいとか、ここを評価してみたらかなり大変な工事があるとか、そういう項目はありましたか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 建物の状況からいって、池の上小学校も桜台小学校も30年を超えるような建物でございますので、老朽度的にはあまり変わりはございませんが、内容的なところで、桜台小学校はカーペット敷き、教室内にカーペット敷きがございますので、そういったところを木質系の材料に改修する、そういったところもございます。

あと、池の上小学校との違いで、桜台小学校では市のほうで設置した空調機がございます。こちら、かなり設置してから年数がたっておりますので、そういった老朽化した空調設備の更新も加わり

ます。そういったところで少し変わってくるところがございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 同じ36ページの桜台小学校と中学校、それぞれについて、調理室だったところの新しい用途はどういうふうに改修することになりましたか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 多分昨年度の実施設計の予算の説明でも少し触れさせていただいているところだと思うんですけども、配膳室を設置することによって、調理室から余剰スペースが生じております。そこにつきましては、多目的室ですとか会議室、こういったところが学校側で不足しているという御意見をいただきましたので、そういったものを整備いたします。

また、多目的トイレが小中学校ともに現況ございませんので、そういったものの新設をしようかという形で進めておるところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、今回、改修に当たり、先生や保護者の皆様からいろいろな意見を聴いているという話を聴いておりますけれども、それは今回どのように反映をさせているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 先ほどの給食調理室の余剰スペースのところは、学校側からの御要望をいただいたところもございましたので、そういったところで設置させていただいているところでございます。

また、先ほどの多目的トイレ、こちらも学校側でかなり苦慮しているところだということでお聞きしていましたので、新設させていただくということと、教職員、あと保護者の方からカーペットがアレルギーのもとになっているんじゃないかというような御意見をいただきましたので、そういったところで木質系の材料に変えるといったところで配慮させていただいているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 先生方から桜台中学校、駐車スペースが非常に狭くて拡張してほしいという依頼があったんですけど、これ反映されていますか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 現況のスペースの問題もございまして、今、駐車場のほうは一部改修するんですけども、台数が増えるということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、継続費も併せて見ているんですけども、中学校費は1億7,900万という事になっています。これも令和6年度から令和8年度……。

○柴田圭子委員長 継続費は後で。

○荒井靖行委員 継続費は駄目ですか。

○柴田圭子委員長 やらない。

○荒井靖行委員 やらない。はい、そうですね。

そうすると、中学校の費用が、ある意味、小学校に比べて物すごく安くなっているんですけど、ここはあまり改修する必要があるという具合に考えているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員おっしゃるとおり、小学校費のほうがボリュームは大きいところでございます。その理由につきましては、中学校につきましては、今回の調理室を配膳室に改修する工事ですとか、既存不適格の部分、こういったところの工事にとどめているところで工事費が安くなっております。

小学校のほうは内装工事を行ったり、あと外部の改修工事を行ったりというところがあるので、高額となっているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ほぼ同じく30年間たっている中学校については、もうこれの金額で全て改修完了という具合にお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

白井市学校施設の長寿命化計画というものがございまして、この後、今何年というのは少し覚えていないんですけども、この後、桜台中学校のほうも外部の改修工事だったり、内部の改修工事ということを進めていきたいという形で計画しております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ということは、長寿命化計画によって中学校の工事が、またその後に発生するという具合に理解いたしました。

そうすると、小学校の費用で、特に池の上の場合は、実際に現地を拝見させていただきましたら、屋根の水漏れがひどくて、それで、いわゆる校舎の中の水漏れ対策にすごくお金をかけていたという具合に理解しているんですけども、今回、桜台を比較するとそれ以上にお金がかかっています。

これはあれですか、今のお話でいうと、内装の変更点がかなり多いという具合に理解していいでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今、委員おっしゃったとおりのところと、ここ数年、労務費であつたりとか、資材費というのがかなり高騰してきているところもございますので、そういったところも考慮をすべきところだという形で考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 昨年の9月はかなり追加予算で、すったもんだしたのを覚えているんですけども、今回、例えば外装とかそういうところは、かなり点検をした上での見積りということなののでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 設計時点で建築設計事務所のほうが調査しておりますので、今のところ、設計時点では調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、37ページまで、社会教育費でありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 以前からお聞きしていたことではあるんですけど、自校式給食を廃止にして改修するという段階で、市長、教育長から保護者の方々への説明というのはやらずに、改修の説明などはしたということでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 アンケート等も通じて、保護者であつたり教職員の方々、あと児童生徒には行っております。他に、お手紙で工事内容等につきましては説明させていただいているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ちょっと1点だけ確認したいことがあるので、委員長交代をお願いします。

○徳本光香副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

柴田委員、どうぞ。

○柴田圭子委員 小中学校の改修に合わせて、今まで門とかがなかったものを、そこに建てるんだということを聞いたんですけど、それはどういう段階で、どの時点で行われるのでしょうか。小学校の改修に合わせて、この金額に含まれるのか、それともまた別の予算をとっているのか、そこについてお尋ねします。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 それでは、門扉の件につきまして、お答えさせていただきます。

今回の工事に含めて発注する予定でございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員 以上です。

○徳本光香副委員長 では、委員長席を元に戻します。

○柴田圭子委員長 では、引き続き会議を行います。

37ページまで、よろしいでしょうか。では、歳出はこれで終わりいたします。

今度は歳入、14ページをお開けください。14ページの下の方、13款分担金及び負担金の民生費負担金、それから、その下、15款国庫支出金の民生費国庫負担金、それから、次ページ、15ページも引き続き国庫支出金、そして、15ページは、その下の国庫支出金、国庫補助金の部分です。2項の国庫補助金の中の2目民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金、教育費国庫補助金。そして、さらにその下には県の負担金、県支出金のうちの県負担金がございます。2目の民生費負担金、それから、その次のページ、16ページ、同じく16款県支出金の2項県補助金のうちの2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金、それから7目教育費県補助金、ここぐらいまでにしましょうか。16ページまで、14、15、16ページの該当部分、何かありますか。

そうしましたら、17ページの雑入、雑入中のその他雑入というのがあります。これだけでしたね。ごめんなさい。それもついでにやっちゃえばよかった。じゃあ、歳入の部分全般で。いいですか。

それでは、継続費補正になります。先ほど少し荒井委員がおっしゃっておられたんですけど、7ページです。継続費の9款教育費の小学校費と中学校費、値上がり額など示されています。これはよろしいですか。

その下の3款1項民生費です。社会福祉費、地域福祉計画策定事業と障害者計画等作成事業がございます。よろしいですか。

では、8ページ、4款1項の衛生費、保健衛生費の感染症予防に要する経費、子宮頸がん予防ワクチン接種委託料、これだけですね、繰越し明許は。いいですか。

では、9ページ。9ページの千葉施設予約システム経費、これが教育福祉の常任委員会に該当する部分です。よろしいですか。

じゃあ、10ページ、最後です。地方債補正のうちの下の方、小学校施設改修等事業と中学校施設改修等事業になっています。よろしいですか。

じゃあ、よろしいですね。これ、総務じゃないの。総務ですよ。でもこれ、書いてあるけど、これ総務だよ。今の部分はなしです、総務なので。

では、これで補正予算について全部終わったのかな。よろしいですね。何か聞き漏れたところ、ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成ですか。反対ですか。

○徳本光香副委員長 反対です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案第20号の一般会計補正予算に反対します。

反対理由は1点で、やはりずっと疑問に思っています、自校式給食の廃止の経緯や説明責任を果たしていないということが大きな原因です。

白井市は、市長もおっしゃっているように市民参加、あと真の市民自治、あと若い世代の定住、一人一人幸せを感じられる、あと人口も維持、もしくは増やしていきたいということを目指していると思います。自校式給食というのは、その全部に寄与してきたと思っています。特に重要なのは、4,000人の市内外の方々が、これが白井市全体のためになるし、給食の質も上げるということで存続を要望していましたが、結局、議決前だからという理由もありましたけど、市長と教育長、一番の責任者が直接説明責任を果たしていません。

今回は議決したので、お金が入るから改修しますということで、改修内容については、希望をとったり、プリントで説明したようですけど、4,000人の方々、市民も多く混じっていますし、コメントを書いてくれた子どもたちにも全く直接答えていないまま改修してしまうというのは、本当に大きく白井市が目指すといって理想を語っているのと実態が離れていると思いますので、やっぱりそこを禍根残さないためには、一度きちんと住民に直接説明をして、これから給食センターのほうをもっとよくしていくから、桜台に住み続けたいと思ってもらえるような、そういう対応をきちんとしてほしいと思います。

まだできていないうちに、議決したからといってどんどん改修を進めていくというやり方は、市の方針に矛盾すると思いますので、反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 今回の予算、反対の立場で討論をさせていただきます。

私も自校式給食というのは、白井市全体の食育に絶対必要なものであると、そのように考えております。その立場から、今回は反対をさせていただきます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 分かりました。起立と起立されない方、同数でございます。

ただいま報告いたしましたとおり、可否同数でありますので、白井市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において、議案第20号の可否を採決いたします。議案第20号については、委員長は可決すべきものといたします。

したがって、当常任委員会に付託された議案第20号は、原案のとおり可決されました。

このまま引き続きやりたいと思います。特別会計に入る前に執行部の席替えがありますので、委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前 11時47分

再開 午前 11時48分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

(5) 議案第21号 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第21号、令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。歳出は9ページから、9ページと10ページ、2ページだけです。ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 9ページの下から2段目の保健事業費、1項特定健康審査等事業費、2)の特定保健指導事業のところ、143万6,000円の減額なんです。これは指導する対象の人数が減ったのか、それとも対象の方に知らせたけど指導を受けた方が少なかったということなのか、原因は何かでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 両方になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 それぞれどのくらい指導する対象が減ったのか、知らせたけど受けなかった人はどのくらいとか、把握されていますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 予算と現在の実績の関係でいいますと、個別健診の受診者数を900と見込んでいたものが、実績として771人、それで積極的实施として、見込みが10だったものが3名、それから動機付け支援として実施をすべきと見込んでいたのが38人が6名、後ろの2つの部分が、どちらかというと、やるべきで声をかけたんだけど、なかなか実施につながらなかった部分になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 すいません。最初のほうは900人だったというほうの説明、もう一度お願いします。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 最初が、個別検診の受診者数、要は健診を受ける人自体がどれぐらいだったかという部分の見込みが900と考えていたものが、実績として771だったと検証している部分がございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 同じ9ページのその下の1)のデータヘルス事業に要する経費のところも先ほどと同じ質問です。対象が減ったのか、知らせたけど、もう一度受けなかったのか。もう一度ではなく、知らせたけど受けてもらえなかったのか、伺います。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 こちらのデータヘルス事業、データヘルス事業の内容につきましても、先ほどの保健指導の内容と同様な経緯となっているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 予定よりも少なかったということでよろしいですか。

○萩原靖殖保険年金課長 はい。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、これも両方の理由ということと捉えるので、また、同じ質問なんですけど、未受診者の人がどのぐらい減ったのかと、未受診者に進めたけど受けなかった人がどのぐらいいたのかは把握されているでしょうか。

○柴田圭子委員長 休憩しますか。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時54分

再開 午前 11時57分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 大変申し訳ございませんでした。

それでは、こちらのデータヘルス事業、事業について、まず、特定健康診査未受診者勧奨委託料、こちらのほうでは、見込み数7,496人で、実数が2,682人という形になっております。もう一つの生活習慣病重症化予防における保健指導等委託料、こちらにつきましては、見込み77人に対して、実数が57人という形になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 すみません、1個目の特定健康診査未受診者勧奨委託料のほう、見込みが7,496人で、実績のほうをもう一度お願いします。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 実数が2,682人でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 未受診者が少なかったという意味。

○徳本光香副委員長 確認なんですけど、未受診者勧奨委託料というのは、健診を受けていない人に受けなさいとお勧めする人数が7,496人いると思ったら、2,682人で済んだからいいということですか。よいことだということですか。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 こちらは減ったのが、良し悪しということかというと、そういった判断ではなく、実績として人数がそのまま減っているという形のものになります。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 すみません。理解ができていないんですけど、2,682人というのは、健診を受けていないから勧めた人数ということですよ。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 すいません、こちらの当初見込み、7,496名というのは対象としての人数という形になっております。実績が、その結果として加減をした、勧奨した人数という形になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 勧奨した人数。

萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 すいません、説明の段階で一つ漏らしておりました。回答が、見込みのほ

うが、当初7,496人と申し上げましたが、大変申し訳ありません。こちらは当初見込み9,000人のところ、その実績となった対象者が7,496人となっておりまして、さらに2,682人というのは、そこでさらに架電、要は電話をかけた対象者、実績の方の人数という形になっております。

申し訳ございませんでした。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 じゃあ確認ですが、9,000人というのは、もともと未受診者勧奨に必要だと思っている人数ではなくて、受ける見込み、健康診断を受ける対象者が9,000人で、受けなくてお勧めした人が2,682人ということですか。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 すいません、へたくそで申し訳ないんですけども、予算上で、一番最初に9,000人が勧奨、未受診者になってしまうであろうと思われて見込んだ数が9,000人です。実際に未受診者となってしまった人数が7,496人ということで、最終的に電話をした数が2,682人という形になります。

申し訳ございませんでした。

○柴田圭子委員長 なるほどね。そもそもの想定した対象者が9,000人で、実際やったら対象者は7,496人でした。しかし、実績として、本当に勧奨したのが2,682人でしたということですね。分かりました。

分かりましたか。いいですか。〔「ホームページのデータが古過ぎるんだよ」と言う者あり〕ホームページのデータが古過ぎる。ホームページのデータが古過ぎるそうですので、更新をお願いします。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、今の実績について、私はこういう具合に考えているんですけども、本来、健康な人を増やすためには、たくさん健診を受けてくださいね。本来は全員受けてほしいんですけども、残念ながら全員は受けてくれなかったと。今回、予算で金額を戻しますよと言ったのは、本来受けてほしい人が予定以上に少なかったのか、予定以上に多かったのか、どちらなんですか。分かりますか。質問の仕方があれなんですけど、なるべくだったら全員の人に受けてほしいんですよ。受けてもらうための努力をしてみて、実際、有益に予算が使い込めたのかどうか、そこをお尋ねしております。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 現時点ではというか、特定健診の受診の率そのものは、まだ今の時点では出てこないものになっております。それと被保険者数自体、人口減に伴って減っていつている状況がありますので、それで、現状でやっていく、どれぐらいの率的なものとか、減り具合なのかというところは、今、明確にはお答えできないところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今回、ある意味予算を使い切らなかったという言い方をすると語弊があるかもしれませんが、その要因はなぜなのでしょう。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 この事業は、特定健診の未受診者の受診勧奨事業ですので、本来であれば100%を目指すもの、かなり現実的などころではない話でありますけれども、結果として、ただ、毎年の経過の中で一定の数の未受診者数が出ているというところがありますので、そこをさらに増やしたいことを目的として行っているのが勧奨事業になりますので、ただ、その経過の中で、ここの減り具合の要因というところを具体的にというのは、申し訳ありません、先ほどの繰り返しになるんですけれども、これというものが出るものでは、今の時点ではないという感じに考えております。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時10分

○柴田圭子委員長 再開いたします。

今、保健事業費のところではデータヘルス事業に要する経費のマイナスについての質疑をしているところですが、よろしいですか。大体分かりましたか。いいですか。一応、いいですか、議事録に残さなくて。

○徳本光香副委員長 質問が悪く、かみ合わなくて申し訳ありませんでした。

今の9ページの1)のデータヘルス事業に要する経費のところ、御説明いただいた人数の意味合いについて、最後に確認します。9,000人とおっしゃったのが、この年度に未受診者、未受診者であろうと想定した人数で、そのうち実際に未受診だった方が7,496人いらっしゃって、電話をかけて通じて受診してくださいと伝えられたのが2,682人。健診対象者の全体の人数は減っているけど、受診率は、受診人数は増えているということで、全体としては、自ら健診を受けてくれる方が増えたということよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか、歳出。よろしいですか。

では、歳入について質疑を行います。7ページ。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 7ページの2款1項3目の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で、こちら御説明で、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するためのシステム整備ということだっ

たと思います。もともとの額が0円で115万4,000円になっていて、これは年度途中で一体化するということが決まって発生した予算だから前はゼロで、増額したということによろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか、歳入。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ありません。これで歳入についての質疑は終わりです。よろしいですね。

質疑はほかにありませんか。では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございますか。

徳本副委員長。賛成ですか、反対ですか。

○徳本光香副委員長 反対の討論をいたします。議案21号の補正予算に反対いたします。

先ほど質問しました、マイナンバーカードと健康保険証の一体化ということで、こちらは全国的にも混乱を招きますし、医療の申告の事故も起きるという懸念があって、まだ国民の合意というのも得られていない状況だと思いますので、これに対して、財源がつくるといっても、進めるということには反対です。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、討論はないものと認めます。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 確認いたしました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第21号は原案のとおり可決されました。

特別会計全部やってしまってもよろしいですか。では、引き続き申し訳ありません、お昼が過ぎていきますけど、特別会計を終わらせたいと思います。

(6) 議案第22号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第22号、令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)についてを議題といたします。

資料等をお開けください。資料は開きましたか。では、議案内容については、既に本会議で説明を

受けておりますので、これより質疑を行います。

では、歳出について、9ページからです。9ページ、10ページ、11ページ、歳出一括して受けます。

荒井委員。どこだかおっしゃってください。

○荒井靖行委員 申し上げます。9ページ、真ん中辺です。保険給付費なんですけれども、こちらは一般財源からの予算への予算の付け替えというのが起きているんですけども、これ何から何で、何でこうなったのかを御説明お願いいたします。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。あ、大丈夫ですか。引き続き会議を続けます。どうぞ。

奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今の御質問についてですが、繰越金の額が確定しましたので、それを保険料の額を繰越金の額に、確定した額に振り替えるような形になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、今回、一般財源に変えていますけども、繰越金から一般財源に変えたよということでしょうか。その繰越金というのは何の繰越金なのか教えていただきたいんですけど。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 前年度の額が確定したので、それで繰越金の額も決まりまして、それに合わせて補正するような形になります。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 前年度からの繰越金が確定したのでという形になります。

○柴田圭子委員長 いいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、これ介護保険の勘定だと思んですけども、介護保険の前年度の繰越金額が確定しましたと。それを一般財源にというんですが、この一般財源というのはどこを指しているんですか。

○柴田圭子委員長 休憩します。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時22分

○柴田圭子委員長 再開します。

奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 すいません、前年度、基金からの繰入れで当初予算を計上していたところですが、繰越額が確定しましたので、そちらのほうに振り替えるという形になります。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 確認なんですけども、今回の介護保険の予算があるんですけども、同じ鍋の予算を右から左に移したという、それだけということでもいいんですね。

○柴田圭子委員長 そういう言い方は。

○荒井靖行委員 そういう言い方は分かりづらい。同じ会計勘定の中にあるトータルの金額は変わりませんよと。ただし、それに名前をつけるときに名前の付け替えをしましたと、そういう理解でいいですかと。だから、いわゆる一般の予算とか、そういうことは一切関係ありませんと。同じ予算の中で右から左に移しましたということでもいいですね。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、伺います。同じ9ページの4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、4)住民主体による介護予防生活支援サービス事業に要する経費で、18ですか、負担金補助及び交付金についてですけども、住民主体による介護予防生活支援サービス事業補助金の51万減についてですが、昨年度に比べて、この事業補助金を使った団体が減ったものなのかをまず、伺います。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 団体数につきましては、令和5年度と変わりなく4団体になりますので、減っていない状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、減っていないということですが、この減については利用者が減ったという見方でよろしいのでしょうか。その要因ということで、どのように見えていますでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 本事業につきましては、第5次総合計画の重点事業の評価指標として位置づけられておりますので、その目標数に合わせて当初予算を計上しておりまして、補助額については、団体ごとの利用者数に応じて金額が設定されているものになります。

○柴田圭子委員長 分かりますか。〔「利用者が減ったんですよね」と言う者あり〕利用者が減ったといっている。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 利用者数については、減ってはいない状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 じゃあ、サービスを、回数が減ったということでしょうか。

○柴田圭子委員長 申請の見込みが下回ったということを予算説明のときにおっしゃっていましたけど。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時27分

再開 午後 0時29分

○柴田圭子委員長 再開します。

お答えできますか。奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 まず、回数はこちらのほうには関係がありませんで、予算のほうで目標値に合わせて予算計上しておりまして、補助金の団体自体は前年度と変わらずなんですけど、当初予算の見込みの額と実際の差額が今回の減額する部分になります。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 分かりました。見込みとの差ということで、続けてよろしいですか。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 次に移ります。10ページよろしいですか。10ページの4款2項1目。

○柴田圭子委員長 負担介護予防事業費ですね。

○石原淑行委員 そうですね。介護予防推進員補償金15万の減、この件については、昨年度に比べて推進員が高齢化も進み、新規の推進員の申請が減少しているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 お答えします。

推進員の数につきましては、前年度が19人で6年度につきましては4人の方になりますので、5名減少となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 今回は5名減少ということで、それに伴っての、例えば市内、地域の集会場等で行われている、楽トレ体操等の開催も減ってしまったという現状がありますでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 楽トレ体操の回数については、減ってはおりません。推進員の活動として、楽トレ団体の立ち上げや、既存の団体への体力測定というのを推進員の方にやっていただいておりますが、推進員の人数の減少と、楽トレ体操の開催回数については、関係はありません。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員、いいですか。

○石原淑行委員 逆に引き続きよろしいですか。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 そのまま引き続いて、同じ10ページですけども、4款2項1目一般介護予防事業費、5) 地域リハビリテーション活動支援事業、35万8,000円の減についてですけども、これはリハビリテーションの専門資格である理学療法士や作業療法士が同行訪問するものだと思いますが、これ、昨年度より減ったということで、まず、昨年度と比べての実績の状況を伺います。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 0時34分

再開 午後 0時35分

○柴田圭子委員長 再開します。

奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今年度の見込みにつきましては、32ケースになります。失礼しました。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 失礼しました。昨年度の実績が32になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 今年度減額されていますよね。それはどのぐらい減る見込みだから、この金額になるかというところの質問だと思いますが。

奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 昨年度は32人スで、今年度の見込みは36人になります。当初予算につきましては、ここを75人として見ておりますので、今回減額補正させていただくような形になります。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 ありがとうございます。もともとは75人のところを同行訪問できればということの見込みが今回36件ということで、ただ、昨年度よりは増えているということが見込まれているということを確認できましたので、私としては、この事業は大切だと思っておりまして、今後も増えていけばいいなと思っておりますが、今回、少し増えた中での、ただ、当初目標としましては減っているということで理解しました。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに歳出について質疑はありますか。

徳本委員。何ページのどこかお願いします。

○徳本光香副委員長 10ページの4款3項1目の3) 認知症施策の推進に要する経費のところ、認知症初期集中支援チームサポート医報酬というところの18万円の減の理由について、御説明お願いし

ます。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 こちらにつきましては、当初予算のほうでは14回会議を予定しておりました、サポート医の報酬として3万円掛ける14回を当初予算のときは計上してまいりましたが、執行見込額としては、こちらのほうが8回という形になりましたので、その分、18万円を減額させていただくような形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 11ページの4款3項2目の4)の高齢者在宅福祉事業のところでは。緊急通報装置事業のほうが見込みより利用者が減っているということだったんですけど、この装置、何台分少なかったということでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 当初予算のほうでは298台を見込んでおりましたが、それが245台という見込みになりましたので、約50台ほど減になっております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 同じ箇所なんですけど、周知自体はいつもと変わらず行ったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 昨年度までは広報での周知をしていなかったんですけど、今年については、広報でも周知するような形をとっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、令和5年度までは広報で周知しておらず、令和6年度、この予算で、広報で周知して、一応令和5年度よりは見込みよりは少ないけど、さっきと同じで、令和5年度よりは台数は増えているんでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 そうですね。見込みよりは減っているんですけど、当初予算の見込みよりも減っているんですけど、自治体の数については、大体横ばい、同じぐらいの数で推移しております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。11ページまで。

荒井委員。場所を明示してください。

○荒井靖行委員 11ページなんですけれども、保健福祉事業費、1)の高齢者在宅福祉事業の中の紙おむつ給付事業費なんですけども、これ当初の予算に比べて510万円減ったんですけど、その要因

は何でしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 紙おむつ給付事業につきましては、物価高騰の影響と利用者数の伸び率を想定して予算計上したところですけど、想定より下回りましたので減額となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ということは昨年度の実績に比べてどうなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 5年度の実績と比べますと、昨年が282人なんですけども、6年度の見込みが265人ですので、大体同じぐらいの数で推移しているところです。

○荒井靖行委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか、歳出。交付金と相殺するとかというのも分かりましたか。

じゃあ、歳入について伺います。7ページ、8ページです。ありますか。なければ、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 確認いたしました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第22号は原案のとおり可決されました。

後期高齢者はやって大丈夫ですか。ここまで来たらやっていいですか。

(7) 議案第23号 令和6年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

○柴田圭子委員長 日程第7、議案第23号令和6年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案書をお開きください。では、議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑をどうぞ。8ページです。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　もしかしたら御説明を聞き逃しているかもしれませんが、２款１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金の増えた理由というのは、後期高齢者の人数が増えてというような計算によって増えているのでしょうか。

○柴田圭子委員長　萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　ここの人数も増えているということになっております。
以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。
徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　ちょっと聞き取れませんでした。すいません。

○柴田圭子委員長　もう１回お願いします。萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　被保険者数が増えているということになっております。
以上です。

○柴田圭子委員長　分かりますか。
徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　令和５年度と比べて６年度はどのくらい人数が増えているのでしょうか。

○柴田圭子委員長　萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　申し訳ございませんが、５年度の数値は、こちらに持ち合わせがございません。申し訳ございません。

○柴田圭子委員長　後でとかいいですか。いいですか。

○徳本光香副委員長　はい、大丈夫です。

○柴田圭子委員長　ほかに。

では、歳出なければ歳入のほうに行きたいと思います。７ページなんですけれど、これで７ページで歳入全般になります。７ページ、歳入、何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。いいですね。

では、これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第２３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　確認いたしました。ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第２３号は原案のとおり可決されました。

(8) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。どうも長い時間ありがとうございました。

閉会 午後 0時46分